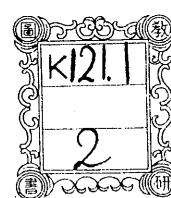
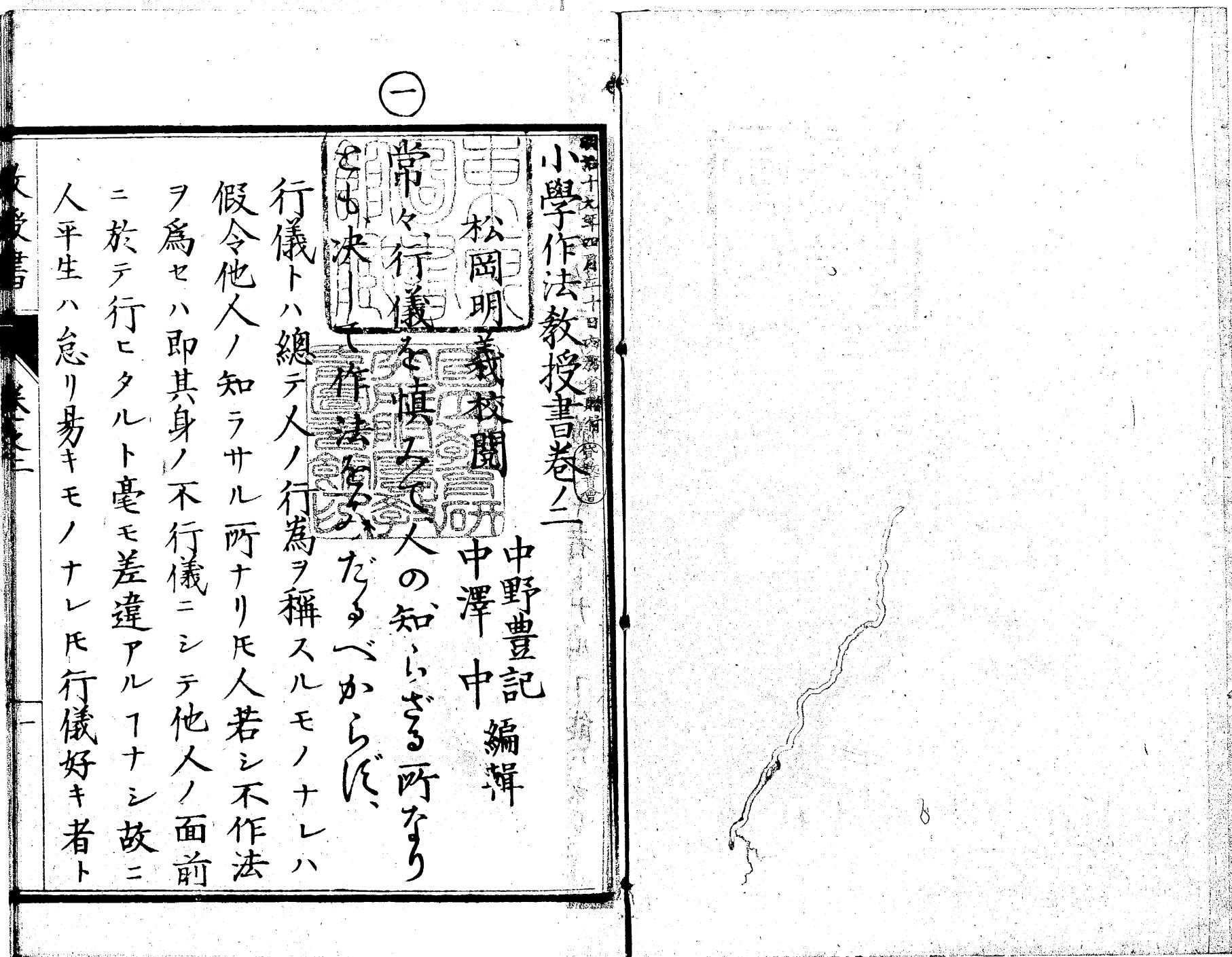


正小學作法教授書

貳





成ラント欲セハ必ス平生ヲ慎ム可シ
人の知らざる所なるとして、常に作法を守
らざる人は、行儀よき者といふことを能ハず、

前條ノ如クナルヲ以テ假令作法ヲ覺エタリ
氏人ノ知ラサル所ナリトテ平生之ヲ守ラサ
レハ決シテ行儀好キ者ト云フヘカラス且ツ
常ニ作法ヲ行ハサレハ習慣自然ノ如クナル
1ヲ得サレハ人ノ前ニ出テタル片廻ノテ之
ヲ行ハントストモ決シテナシ得ヘキモノニ
非ス故ニ又行儀好キ者トナルヲ能ハス

父母の器具ハ勿論、假令兄弟の物たりども
妄に使用すべからず、
人の器具を、借らんとする時も、必ず其業
諾を受くべし。

父ノ書籍又ハ手道具ノ類母ノ布片又ハ裁縫
機械ノ類等凡テ父母ノ物ハ勿論假令兄弟姉
妹ノ物ナリ氏其許可ヲ得サレハ決シテ使用
スヘカラス况ヤ他人ノ物ヲヤ若シ借ラント
欲スル片ハ丁寧ニ其由ヲ陳ヘ業諾ヲ受ク可
シ故ニ其主ノ在ラスシテ業諾ヲ受ク可キ所

(三) (四)

無キ物ハ何程之ヲ欲スルモ決シテ之ニ手ヲ
觸ルヘカラス

⑤ 借リたるものには、大切に用ひ、用事終ら
バ速に之をかへむを。

人ヨリ物ヲ借ルハ當然ノ事ニ非ス故ニ人々
常ニ心掛け已ノ人物ニテ用ヲ辨シ人ヨリ物ヲ
借ラサルヲ良トス然レバ若シ己ヲ得スシテ
借りタル時ハ殊ニ大切ニ取扱ニ用終ラハ速
ニ之ヲ返シタシク止ムヘカラス若シ毀損シ
タル時ハ或ハズヲ補繕シ或ハ之ヲ償ヒ懲ニ

其粗忽ヲ謝スヘシ

⑥ 人の物を強て、借らんと、乞ふざりば、

前條ノ如キヲ以テ人貸スコト欲セサルキハ
決メ之ヲ強フ可キモノニ非ス故ニ懲ニ其由
ヲ陳フルモ人之ヲ拒マハ強テ乞フコナク又
其人ヲ恨ミ嫉ムヘカラス

⑦ 人の物を羨みて、妄ふ之を乞ふざりす、

假令如何ナル物ニテモ人各其用アリテ所持
スルモノナレハ己好メハトテ之ヲ人ニ乞フ
可キモノニ非ス己若シ之ヲ要セハ父母ニ乞

フ可キナリ然レ氏人ノ所持スル物悉ク之ヲ
得可キモノニ非サレハ父母ノ賜ハル物ヲ用
ヒ決レテ人ノ物ヲ羨ミ乞フ可カラス妄ニ人
ノ物ヲ羨ミ乞フハ啻ニ不作法ナルノミナラ
ス此習慣若シ增長スル片ハ遂ニハ不良ニ陷
ルモノナレハ最モ慎ムヘシ

(八) 我物ナリとも妄乎、之を人ふ與へ又ハ人と
易フを極めらば、

假令已不用ノ物ナリトモ父母ノ命アルニ非
サレハ恣ニ之ヲ人ニ與へ又ハ人ト易フヘカ

ラス凡テ物ハ妄ニ毀損セス又失フヲナク大
切ニ貯ヘ置キ始末ヨキ様ニ心掛ケヘシ然レ
氏父母ノ與ヨト命スルニ之ヲ惜ミテ速ニ其
言ニ從ハサルカ如キハ又鄙吝ナル者ニシテ
甚夕醜シ

(九) 我よりも、小きものより、妄乎、物を貰ふべ
からば、

幼穉ノ者ハ如何ナル物ニテモ之ヲ乞へハ直
ニ與フルモノナレ氏是全ク物ノ理ヲ解セサ
ルニ由ルモノナレハ必ス父母ノ迷惑ヲ生セ

サルヲ少シ故ニ強テ乞フカ如ハ勿論假令彼ヨリ與マルモ決シテ之ヲ受ク可カラズ

⑩道にて拾ひたるものハ必ず父母より出でべし、

道ニ落チタル物ハ必ス其主アレハ之ヲ其人ニ返ス可キモノナリ故ニ物ヲ拾ヒタル時ハ何ニテモ直ニ之ヲ父母ニ出シ且ツ其時ト所トヲ告ケ決シテ之ヲ使用スヘカラス拾ヒタル物ヲ使用スルハ恰モ人ノ物ヲ奪フカ如シ書物ハ丁寧に扱ひ或ハ破り或ハ汚れ

書物ハ己ノ讀ミテ身ヲ修メ知ヲ闇クモノナレハ最モ大切ニ取扱ヒ讀書中若用事アリテ一時立ツキモ必ス之ヲ掩ヒ又讀ミ終ラハ能ク収メ置キテ之ヲ汚損セレメサルハ勿論破アラハ之ヲ繕ヒ難アラハ之ヲ伸ヘ置キ文字ニ假名ヲ付シ書中ニ落書シ又指ニ唾付ケテ開ク等ハ決シテ為スヘカラズ

書物玩具等常に置處を定めおくべし、
書物玩具ノ類ハ勿論總テノ物必ス其置所ヲ

○三

定ノ置クヘシ若シ然セサレハ入用ノ時之ヲ
求ムルニ難ク且ツ紛失スルノ憂アリ
総ての器具、常に大切ふ、取扱ひ用ひ畢ら
ば元の處ふ、收め置くべし。

總テノ物之ヲ粗末ニ扱フキハ傷ヒ易ク之ヲ
散シ置クキハ失ヒ易シ故ニ之ヲ用フルキハ
大切ニナシ用ヒ終ラハ元ノ處ニ收メ置キ常
ニ物持ヨキ様ニ心掛け可シ

○四

父母の愛する物ハ、ことよふ心を用あべ

總テノ物之ヲ大切ニナスハ勿論ノトナレ
父母ノ愛スル物ハ殊ニ心ヲ用ヒ器具ハ大切
ニ取扱ヒ草木ハ能培養シ畜類ハ懇ニ愛育ス

ヘシ

○五

客ある時ハ、假令笑ひきこりありとど、決
して、笑ふこと勿き、

客アル時ハ他ニ可笑シキ事アリ凡客ノ前ニ
ハ勿論カゲニテモ笑フヘカラス是或ハ客ノ
心ヲ煩ハスモノアレハナリ

○六

兄弟争うるを、必ず止むべし。

兄弟争ハ平生タリトモナス可カラスト雖客
アル時ハ殊ニ之ヲ慎ムヘシ是啻ニ已ノ不行
儀ヲ人ニ知ラシムルノミナラス客ニ對シテ
不敬ナリ故ニ人ノ來ルキハ謹ミテ靜ニナス
ヘシ

障子、襖などより透間よりのぞくべうらす、
總テ人ヲ物ノ隙ヨリ窺フハ不作法ナレハ
我家ニ来リタル人ハ勿論往来ノ人タリ既決
メ窺ヒ見ル可カラス又人ノ家ヲ窺フハ固
ク戒ムヘシ

(六) 客の容態、言語等を評定づかん、
人ニハ貪富幸不幸アリ又各其所好アリテ一
様ナテサルモノナレハ假令客ノ容態言語等
ニ於テ見又ハ聞キ慣レサルトアリ既カケニ
テ之ヲ評シ或ハ客ノ前ニテ耳語等ヲナス可
カラス凡テ人ヲ評シ笑フハ甚シキ不敬ナ
リ殊ニ女子ハ慎ムヘシ

(七) 酒、又ハ飯など出たる時ハ決して其室
に入りぐからば、

小兒ハ客有時其席ニ出ツ可カラス殊ニ食物

ノ出テタル時ハ慎ム可シ若シ食物ノアル席ニ出ツルキハ假令已之ヲ欲セサルモ自ラ之ヲ羨ムニ似テ見苦敷モノナリ况ヤ父母ノ退ケト命スルモ尚去ラサル者ニ於テヨヤ

給仕小出でたる時ハ、食物に目を付け、又ハ菓子などを乞ふべし。

給仕ニ出テタル時客ニ進メタル物又ハ席ニ在ル物等ニ目ヲ付ケ又ハ客ノ食スル口元ヲ守リ見ル等之ヲ羨ム様アルハ實ニ卑シクシテ醜キモナリ況ヤ之ヲ乞フニ於テヨヤ若

シ斯ルキハ客ハ之ヲ興ヘサルヘカラスシテ父母亦心ヲ煩ハシ饗應モ為ニ興ヲ減スルモノナリ故ニ固ク慎ムヘシ

若レ、食物を興ヘラムとも、其席より食う龜、ウラビ、

給仕ハ客ト席ヲ同シテ食スヘキモノニ非ス且ツ物ヲ食スルキハ之ニ心ヲ奪ハレテ思ハス機會ヲ失ヒ給仕ノ間ヲ闕キ不敬ヲナスアルヘシ故ニ若シ物ヲ賜ハル時ハ給仕終ルキ下ケテ食スヘシ

廿三

往来にて土、石、或ハ、雪等を投げ、又ハ、棒を、
弄ふべからず、

人ノ往来スヘキ處ニテ土石又ハ、雪等ヲ投ケ
棒ナトヲ振ル時ハ過チテ人ヲ傷クルトアリ
又假令人ヲ傷クルニ至ラス凡土石ヲ人ニ投
ケ中ツルトハ最モ不敬ノトナレハ斯ル戯ハ
常ニナサ、ルヲ良トス

廿三

道中に雪を積ヌ、又ハ、穴を穿つべからば
人ノ往来ス可キ所ニ雪ヲ積ミ又ハ、穴ヲ穿チ
又道中ヲ滑ルヘカラス是等皆人ノ妨碍トナ

廿四

道に集りて、往来の、妨をなすべからば、

途中ニテ獨樂ヲ廻シ羽根ヲ衝キ風ヲ揚ケテ
遊フヘカラス總テ途中ニ集リ居ルハ啻ニ人
ノ妨碍トナルノミナラス已亦害ヲ被ルヘケ
レハナリ往來繁キ所ハ殊ニ注意スヘシ

廿五

犬を打ち、又ハ、噛合すべからば、

假令畜類ナリ氏亦生アル者ナレハ之ヲ苦シ
メ難マスハ道ニ非ス且各其主アレハ之ヲ打
チ又ハ、噛合スハ其主人ニ對シテ無禮ナリ

⑥六

堀又ハ園寺に落書きすべからず、

堀又ハ戸障子等ニ落書スルハ恥モ人ノ衣服ヲ汚スカ如ク最モ惡キ戲ナリ故ニ如何ナル處ナリ氏決シテ落書ハナス可カラス

⑦七

田畠又ハ園の中に入スべからず、

田畠ハ穀物野菜ヲ培養スル所ナレハ假令植物ノアラサル時ナリ氏必ス踏ミ荒スヘカラス殊ニ園ハ人ノ其中ニ入ラサランヲ欲シテ作リタルモノナレハ庭園其他作事場等園ヲナシタル所ハ勿論繩ヲ張リタル所ハ決シ

⑧八

妄ふ草木の枝を折リ花を摘ひべからば、

テ其内へ入ル可カラス總テ人ノ許サ、ル所ニ猥ニ入ルトハ亂暴ノ所爲ト云フヘシ

人ノ庭園又ハ公園等ニアル草木ハ勿論又假令田野ニ在ルモノタリ氏妄ニ其枝ヲ折リ花ヲ摘ミ實ヲ採ル等總テ其所為恥モ盜賊ニ均シク甚シキ不作法ノ事ナレハ已何程之ヲ欲ス氏決シテ手ヲ下ス可カラス

道路、庭園等に塵芥を散すべからば、

平生遊戯スル時無用ノ物ヲ集メテ道路庭園

⑨九

等ニ投ケ散ラシ或ハ掃除ヲナセシ時其塵埃ヲ道路庭園等ニ棄テ置ク可カラズ殊ニ玻璃又ハ瀨戸ノ破片ハ人ノ往来スヘキ處ニ棄ツ可カラズ

(三) 供達の家に行きたる時と歸るときは、家内の人に拜禮すべし。

總テ人ニ逢タル時ト別ル、時ハ必ス禮ヲナス可キモノナリ故ニ日々出入スル家ナリ凡行キタル片ト歸ル片ハ必ス其父母兄弟等ニ一々拜禮スヘシ若シ數人ヲ拜スル片ハ尊キ

人又ハ年長ノ人ヨリナスヘシ

(二) 若一、食事、始まらんともする時ハ、速に、家に歸るべし。

人ノ家ニ至リ食事ノ始マリタルニ物ホシキ様ニテ其所ニ居ルハ不行儀ニシテ又無禮ナリ又假令人ノ家ニアラス氏人ノ食事セントスルトキハ之ヲ避ケ其座ニ居ルヘカラズ衣服、手足などみ、汚きたる時ハ、其まく家ふあぐるべからば、過チテ手足ヲ汚シタル片ハ直ニ之ヲ洗ヒ若

シ又衣服ヲ汚シタル片ハ速ニ家ニ歸リ父母ニ其由ヲ告ケテ之ヲ改ムヘシ衣服手足等ノ汚レタル儘家ニ上ルハ不作法ナリ又衣服手足等ノ垢付キ汚レ或ハ頭髪ノ亂レタル儘人ニ對スルハ皆無禮ナレハ平生能心懸ク可シ人の家にて障子、襖などの透間をのぞくべからば、

座敷押入戸棚等總テ物ノ透間ヲ覗キ見ルトハ密ヲ窺フノ意ニシテ甚夕卑シキ事ナレハ平常ト雖モ爲ス間敷トナリ况ヤ人ノ家ニ行キタル時ニ於テヲヤ固ク慎ムヘシ

總て器具は、妄に、手を觸れ、又ハ弄ふべ
うからば、

人ノ家ニ行キテハ其父母ノ許シナキ物品ハ決シテ弄フヘカラス况ヤ飾リタル物ヲヤ掛物屏風等之ヲ見ント欲セハ三尺程離レテ坐シ手ヲ着キテ見ルヘシ必ス近寄テ手ヲ觸ル可カラス

人の家お行きてハ、帽子、襟巻等を、座敷に持入るべからば、

(共)

人ノ家ニ行キタル時帽子襟巻又包物等所持セハ之ヲ應接所ニ置クヘシ席にありてハ彼方、此方を見廻すべからむ、

(廿七)

席ニ在リテハ彼方此方ヲ見廻スハ其心慎べサルニ由リテ不敬ナリ故ニ尊長ノ前ニハ其胸ノ邊ヲ見ルヘシ餘り俛クモ宜シカラス道具、食物等の善惡を、いわべらば、

人ノ家ニ行キ汁器ノ惡シク食物ノ佳ナラサルモ決シテ言ニ出ス可カラス總テ人ヲ饗應スルハ物品ヲ以テスルモノニ非サレハ其善惡ヲ言フハ啻ニ主人ヲレテ心ヲ傷マレムルノミナラス真ノ交情ヲ知ラサル者ニシテ却テ己ノ不作法ト云フヘシ

(廿八)

人の前みて、欠又ハ伸などをあづべらば、欠又ハ伸ハ人ノ放心シタル時ナス者ナレハ畢竟心ノ怠惰ヲ表スルモノナリ故ニ人ノ前ニ在リテハ事々ニ注意シ最初ニモ欠又ハ伸ナトナス可カラス又人ニ物ヲ學フ時ハ殊ニ慎ムヘレ

(九)

坐リたる時、體を直スルて、兩手を膝の上に置くべし。

男子ハ兩足ノ拇指ヲ重子膝ヲ少シク開キ女子ハ兩足ノ拇指ヲ衝キ合セ膝ヲ開カス背ヲ伸ハシ頭ヲ直クシ肩ヲ平ニシテ坐シ兩手ヲ膝ノ上ニ置クベシ尊長ノ前ニハ男女トモ兩手ヲ膝ノ兩脇ニ着キ少シ體ヲ俯スベシ但シ手ヲ着キタルキハ肩ヲ聳スヘカラス

(四)

足を横アラシ出スルて、膝をくづスルこと勿れ、

坐リタル時或ハ足ヲ出シテ膝崩シ或ハ膝起スル時は、先づ、兩足を仄ハシだて、徐々體を起スルべし、

起スルターントルキハ先リ居敷リ浮メ兩足ヲ丸立スルテ居敷リ跟上ニ置キ兩手ヲ膝ニ取り腰ヲ据エ下座スルノ膝浮メ夫ヨリ徐ニ起スル可シ立ちたるとき、體を直スル、兩手を股の上に着くべし、

頭ヲ直クシ肩ヲ平マシ腰ヲ据エ腹ヲ充テ胸ヲ張リ膝ヲ伸ハシ兩手ヲ少シク外方ニ開キ

跟ヲ接シテ齊へ手ハ臂ヲ張ラス縮メス腋ヲ
少シ離ス心持ニテ左右ニ垂レ指ヲ密接シ掌
ヲ少シ凹マスル心持ニテ兩脇ノ縫目ヨリ少
シ前ニ軽ク着ケ眼ヲ面前七八尺ノ所ニ注ク
可シ

(四)
坐も身には先づ膝をつきて後ち腰をす
くべし。

立チタル儘ニテ右或ハ左凡テ上座ノ足ヲ少
シ引キ跪クニ従ヒ下座ノ膝ヲ拗ヘ兩足ノ拇
指ヲ重子テ腰ヲ据エ兩手ヲ股上ニ置ク可シ

(五)
膝をしづくふ音を出もこと乞ひ、

坐スル片一度ニ膝ヲ着キテ音ヲ出シ又ハ手
ヲ着キテ体ヲ前ニ屈シ又ハ體ヲ前後ニ動搖
スル等ノアナク姿容正シクナス可シ

椅子によりたる時も體を正しくして、兩
手を膝の上ふ置くべし。

椅子ニ倚リタル片ハ體ヲ直クシ兩膝ヲ齊へ
足ヲ正シク地ニ着ケ兩手ヲ膝ノ上ニ置クヘ
シ或ハ反りカヘリテ後ニ倚リ或ハ腕ヲ組ミ
或ハ足ヲ組違ヘ又ハ組重子或ハ椅子ヲ斜ニ

四〇

シ或ハ之ヲ動搖スル等ノ事アル可カラス
椅子に着くにハ下座の方みて、拜禮一、
静ふ進みて、腰をかくべし、

貴人ニ對レ椅子ニ着クキハ椅子ノ下座ノ方
ニ進ミテ先敬禮シ挨拶ノ上椅子ノ上ニ右又
ハ左ノ手上座ノ方ノ手ヲ懸ケ三足進ミテ著
椅子ヘシ同輩以下ニハ直ニ椅子ノ前ニ進ミ
互ニ拜禮シ挨拶ノ上椅子ニ着キテヨシ

四一

椅子をもよもよ時ハ、會釋一、立ち、下座の
方小退き、拜禮一、て、還るべし、

貴人ノ前ニテ椅子ヲ離ル、片ハ先ツ會釋シ
テ椅子ノ前ニ立チ右又ハ左ノ手ヲ椅子ノ上
ニ懸ケテ下座ノ方ニ三足退キ拜禮シテ退ク
ヘシ同輩以下ニハ椅子ノ前ニ立チ其儘拜禮
シテ退キテヨシ

四二

尊長の前ふ、進み出るわき、兩手を、股ふ着
け、静ふ歩むべし、

坐シタル時進ミ出ツルニハ先ツ起チテ兩足
ヨ齊ヘ左或ハ右凡テ下座ノ足ヨリ踏ミ出シ
若シ尊長ノ前ニ跪キ或ハ坐スル片等ハ其跪

○
兜

キ或ハ坐ス可キ處ニ至リ兩足ヲ揃ヘナカラ
上座ノ足ヲ引キ跪リ可シ又檻檻トハ「テ」ア
以下之ニ效フノ上ニ物ヲ進メ或ハ立チテ禮スル時
等法ノ如ク進ミ出テ其止マル可キ處ヨリ三
尺程手前ニテ一旦足ヲ齊ヘ又下座ノ足ヨリ
二足進ミ三足目ノ足ヲ揃フベシ

歩むにハ腰をすゑて、静ふ進むべし、

歩ムニハ立チタル姿容ニテ跟ヲ浮メス爪先
ヲ反ラセス膝ヲ折ラス體ヲ動カサス早カラ
ス遲カラス躊躇ナクスラスラト進ム可シ大

○
辛

尊長の前より退く時ハ、上座の方へまほ
ろぐべし、

坐シタル時退クニハ先ツ兩足ヲ爪立テ右ヘ
廻ルニハ左足ヲ左ノ方へ少シ倚セ右足モ之
ニ從ヒテ倚セ而テ右ノ膝ヲ少シ上ケ左ノ膝
ヲスリ倚セテ起チ右即チ下座ノ足ヨリ歩ミ
出シ元ノ座ニ至リ左ヘ廻ルニハ右足ヲ左足
ノ前ニ爪先ヲ左ニシ丁字ナリニ踏ミ左足ヲ
直シ又右足ヲ直シ上座ノ足ヲ少シ引キテ坐

(五)

火爐に入るにハ、静か坐一、又出づる時ハ、跡
をなほさぐ。

ナラシムル者ナレハ最モ能ク習熟セシムル
ヲ要ス

(三)

人ノ前三足ヲ出スフハ固ヨリ甚シキ不作法
らば、

スヘシ左へ廻リ立還ル片ハ此及對ナリ又立
チタル時退クニハ其儘ニ足引キ三足目ノ足
ヲ拗へ右へ廻ル片ハ左足ヲ引キ爪先ヲ右ニ
シ右足ノ左後ニ斜ニ踏三次ニ右足ヲ之ニ倚
セ右足ヨリ歩三出ス可シ席ニ著クフハ座ス
スル時ニ同シ左ニ廻ル片ハ此反對ナリ凡テ
廻ル時ハ尊長ニ背後ヲ向ケサル様上座ノ方
へ廻リ又後へ引ク時ハ上座ノ足ヨリシ歩三
出ストキハ下座ノ足ヨリスヘシ以上ノ數條
ハ幼童ヲシテ坐作進退ニ慣レ其姿容ヲ整正

ナリ火爐中ニテハ假令目ニハ見ヘス凡亦是為ス可キトニ非ス又他三人ナキ時ナリ凡火爐ノ中へ足ヲ出ス可カラス若慎マサレハ足ヲ火中ニ落スアル可シ

火鉢にて手をあたむるにも縁へ肱を、掛くべからば、

火鉢ハ手ノ先ノミヲ煖ムル為ノ物ナレハ何程寒キ時ニテモ縁へ臂ヲ懸ケ又ハ袖ヲ以テ掩フ可カラス是啻ニ不作法ナルノミナラス衣服ヲ害フアレハナリ

朝起きたる時ハ必ず盥ひ嗽スミミスミを梳スミくべし。

朝起キ出テ、襯衣ヲ換フレハ直ニ洗手所ニ至リ水ヲ取り先ツ手ヲ洗ヒ口ヲ嗽キ面ヲ洗ヒ髪ヲ梳ル可シ面ヲ洗フニハ能ク眼ト耳トノ邊ヲ洗ヒ口ヲ嗽クニハ能ク歯ヲ洗フ可シ寝所に在リてハ枕をモグ一、又ハ展轉すべからば、

寝所小ありて、物を食ひ、又ハ談笑もべからば、

(老)

寝所ニ就キテハ物ヲ食セス又談笑セス能ク枕ヲナシ體ヲ直クシテ静ニ卧シ或ハ展轉欹側レ或ハ蒲團ヲ以テ面ヲ覆フヲ勿レ是啻ニ醜キノミナラス又衛生ニ害アリ故ニ幼少ノ時ヨリ注意レテ寝像好キ様ニ心懸ク可レ何程、あつき時ナリシトモ、観衣ハ必ず纏ふ爲シ、

(六)

暑中ニテモ寝ヌル時ハ必ス観衣ヲ著裸體ニテ卧ス可カラス人若シ之ニ慣ル片ハ決シテ堪ヘ難キモノニ非ス若シ観衣ヲ用ヒサル片ハ其寝像ノ見苦シキハ勿論又冒寒ノ憂アリ大なる物、重き物は必ず、両手みて持つべし、

凡テ物ハ両手ニテ持ツヲ良トス殊ニ重キ物ハ勿論軽クビ大ナルモノハ必ス両手ニテ持ツヘシ之ヲ持ツニハ其形ニヨリ或ハ両手ニ捧ケ或ハ片手ニ据エテ片手ヲ添へ手又ハ柄ノアル物ニテモ片手ニテ提ク可カラス湯又ハ水などの入たる物を、持つ時ハ其中を見てあほすこと勿れ、

(九)

(辛) 物ノ入タル物ヲ持ツ時ハ確ト持チ其中ニ心ヲ付ケ或之ヲ動シ或ハ之ヲ傾ケテ其物ヲ覆ス可カラス凡テ物ヲ持ッキハ充チタル物ハ勿論仮令空シキ物ナリ氏能ク心ヲ用フ可レ土瓶、藥罐等を懸け、又ハ、卸モ時ハ心を用ひて、静ムナシトゾ。

幼少ノ時ハ土瓶藥罐等總テ火ノ上ニ物ヲ懸ケ又ハ卸スツハ爲サ、ルヲ良トス若シ止ヲ得サレハ心ヨ用ヒテ静ニ爲スヘシ若シ過ツキハ灰ヲ飛ハシテ不作法ヨ爲スノミナラ

(六)

ス己又傷害ヲ受ク可ケレハナリ
物を持ちて歩む時ハ能く、足りと心洗

凡テ歩ム片ハ足元ヲ心付ク可キハ勿論ナレ
此物ノ持キタル片ハ殊ニ注意シテ静ニ進ム
可シ然ラサレハ或ハ物ヲ踏ミ或ハ蹶キ倒ル
、等ノ過ヨ烏スツ多カル可シ